

高等学校における特別な教育的支援を必要とする生徒^{※1}への組織的対応の実際
－ 当たり前の支援を目指して－

福島県立勿来高等学校 清水堅香子
福島県立いわき支援学校くぼた校 小野 晶子

※1 「特別な教育的支援を必要とする生徒」の定義については、『発達障がいの可能性のある児童生徒を含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査』調査報告書（H31.3 福島県教育委員会 <https://special-center.fcs.ed.jp/wysiwyg/file/download/1/1366>）を参照してください。



1 研究の趣旨

本県教育委員会が平成31年3月にまとめた調査報告書によると、県立高等学校において特別な教育的支援を必要とする生徒は在籍者数の実に2.4%にのぼる。また、障害者差別解消法(H28.4施行)により、教育現場で合理的配慮の提供を行うことになったが、「合理的配慮の提供を開始できない学校が多いと考えられる」と報告書はまとめている。

本校は、平成30・31年度に高等学校における特別な教育的支援の進め方について、通級指導の研究指定校となり、その後は学校全体で研究を踏まえた取組を重ねてきた。

本実践では、一人の生徒(以下A)への支援の実例をたどることで、特別支援学校のセンター的機能との連携と、自校化した支援組織の実践を示し、高等学校にも在籍する特別な教育的支援を必要とする生徒への組織的対応の端緒の提供を目的とする。

2 研究の概要

(1) 実態把握(ポイント:情報の集め方)

特別支援コーディネーターに担任より、Aに書字の困難さがあり、進級・卒業の課題となる旨相談がある。また、保護者より小・中学校でのWISC検査結果の提供と合理的配慮を求める申し出があった。

(2) 組織的対応(ポイント:管理職とともに)

管理職を必ず交え、組織対応の基準を作り、場面と対応について整理をし、なにをすればよいかを明確にした。

(3) 外部機関との連携と共通理解(ポイント:全職員参加型を目指す工夫)

特別支援学校のセンター的機能を活用し、Aの授業参観や各種検査結果の解説と指導方法についてのアドバイスを受けた。また、国立特別支援教育総合研究所より講師を招き、合理的配慮について全職員で研修を行い、共通理解を図った。

(4) 通級による指導(ポイント:対象生徒以外への応用)

Aの進路活動や授業での躓きを予想し、通級担当と準備して参加するなどの取組により自己肯定感の向上と、進路先で自ら合理的配慮を求める方法を考えさせた。

3 成果と今後の課題

(1) 研究の成果

○ これまで、教務部(進級・卒業)、生徒指導部(問題行動)、進路指導部(就職・進学)等、各分掌が扱う生徒対応に、特別な教育的支援という新たな観点を導入することで、「できないのは努力が足りないから」という見方から脱し、外部機関の協力や全職員で情報共有による支援が当たり前の形として定着した。

(2) 今後の課題

○ 特別な教育的支援を必要とする生徒の中には感情のコントロールに大きな困難を抱える生徒がおり、問題行動を起こした際のいわゆる特別な指導の在り方等で課題がある。

○ 組織に新たな観点を導入する際には、従来の観点との調整は必ず起こることであるので、校内研修などを通じて解決を図っていきたい。